

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十九号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十六条―第五十条）

」を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十五条の二―第四十五条の第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十六条―第五十条）

四）に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条―第九十九条）

」を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十六条の二―第九十六条の第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条―第九十九条

条の五）に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百十二条・第一百

十三条）を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百十一条の二―第一百

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百十二条・第一百十

一条の四）

に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百五十一条

三条）を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百五十二条の

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百五十一

条―第一百五十二条の四）

に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百

六十条―第一百六十一条）を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百五

十六条の第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百

十九条の二―第一百五十九条の四）

に、「第一百六十八条」を「第一百六十七条の二」に、

六十条―第一百六十一条）

「第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針（第百九十四条の二）

第二節 人員に関する基準（第百九十四条の三・第

第三節 設備に関する基準（第百九十四条の五）

第四節 運営に関する基準（第百九十四条の六―第

「第十三章 共同生活援助」を 第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針（第百九十四条の十三）

第二節 人員に関する基準（第百九十四条の十四・

第三節 設備に関する基準（第百九十四条の十六）

第四節 運営に関する基準（第百九十四条の十七―

第十五章 共同生活援助

百九十四条の四）

百九十四条の十二）

に、 「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の

第百九十四条の十五）

第百九十四条の二十）

」

「第五節 日中サービス支援型指

第一款 この節の趣旨及び基

第二款 人員に関する基準（

第三款 設備に関する基準（

第四款 運営に関する基準（

第六節 外部サービス利用型指

定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）

第二百一条の四・第二百一条の五)

に、「第二

第二百一条の六)

第二百一条の七―第二百一条の十二)

定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

百一条の二・第二百一条の三」を「第二百一条の十二・第二百一条の十三」に、「第二百一条の四・第二百一条の五」を「第二百一条の十四・第二百一条の十五」に、「第二百一条の六」を「第二百一条の十六」に、「第二百一条の七―第二百一条の十二」を「第二百一条の十七―第二百一条の二十二」に、「第十四章」を「第十六章」に、「第十五章」を「第十七章」に、「第十六章」を「第十八章」に改める。

第一条中「第三十六条第三項第一号」の下に「、第四十一条の二第二項第一号及び第二号」を加える。

第二条第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第十六号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、指定通所支援基準等条例第八十二条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第三条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第六条第一項中「第二百一条の二及び第二百一条の十第二項」を「第二百一条の十二及び第二百一条の二十第二項」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「前節」を「第四節」に改める。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十五条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十七号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。))第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準等条例第六条第一項に規定する指

定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十五条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十五条の四 第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節（第四十五条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第八十一条第一項第二号中「第十六章」を「第十八章」に改める。

第八十八条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第八十八条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十七条第一号中「指定通所介護事業者（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第百条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準等条例第百三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室」に改める。

第九十八条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六十条の二において」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六十条の二において」に、「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六

十条の二において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六十条の二において同じ）に改め、同条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第百五十一条の二及び第百六十条の二において」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六十条の二において」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百五十一条の二及び第百六十条の二において」に改める。

第四章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十六条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準等条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準等条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準等条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百二条において同じ。）又は指定放課後等デイサ

ービス事業所（指定通所支援基準等条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第二百二条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準等条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準等条例第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十六条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）

（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準等条例第一百三十二条第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第一百条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十六条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第百五十条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）、若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第百五十九条の二に規定する共生型自立

訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準等条例第五十六条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準等条例第七十九条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合算数の上限をいう。以下この条、第百五十条の三及び第百五十九条の三において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十八条の二において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合算数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百五十条の三及び第百五十九条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十六条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第四十四条、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条、第八十二条及び前節（第九十六条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第一百条第一項第二号中「又は第二百一条の四第一項」を「、第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百一条の十四第一項」に改め、同号ア中「又は第二百一条の二」を「、第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百一条の十二」に、「又は外部サービス利用型指定共同生活

援助事業所（第二百一条の四第一項）を、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の十四第一項）に改め、同条第二項第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等である」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「第九十六条第一項に規定する」を削り、「第二百一条の四第一項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第二百一条の二に規定する」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百一条の十二」を加える。

第一百条第二号中「第二百一条の四第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改める。
第一百十二条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第百十一条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第四百九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとす

る。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第四百九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準等条例第三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準等条例第四百八十八条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準等条例第三百三十条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が十・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百十一条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第百七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第百七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者

の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百十一条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十四条まで、第五十三条、第六十三条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十三条から第九十五条まで、第百条、第百三条第一項及び第七項並びに前節（第百十条及び第百十一条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第百十五条第四項中「専任かつ」を削る。

第百二十一条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第百二十二条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、同条第六項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四十三条中「、規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第百五十条中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

第百五十一条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第八章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百五十条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百五十条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人

二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二百五十条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第四十四条、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十二条、第八十八条の二から第九十五条まで、第四百三十三条及び前節（第二百五十条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第二百五十三条中「、規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第二百五十九条中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

第六十条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第九章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第二百五十九条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第二百五十九条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人

二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第四十四条、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十八条の二から第九十五条まで、第四百八条、第四百九条、第五百十三条及び前節（第二百五十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十章第四節中第六十八条の前に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十二条中「第八十七条」の下に「、第八十八条、第八十九条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とする。

第二百二条第一項中「（指定通所支援基準等条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）」及び「（指定通所支援基準等条例第七十四条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第九十六条第一項第二号ア中「この号」を「この章」に改める。

第九十九条第四項中「利用者」を「当該利用者」に改め、「家事等」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第二百一条の十二中「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に改め、同条を第二百一条の二十二とし、第二百一条の十一を第二百一条の二十一とし、第二百一条の八から第二百一条の十までを十条ずつ繰り下げる。

第二百一条の七第一項中「第二百一条の九」を「第二百一条の十九」に改め、同条を第二百一条の十七とし、第二百一条の六を第二百一条の十六とし、第二百一条の三から第二百一条の五までを十条ずつ繰り下げる。

第二百一条の二中「前節」を「第四節」に、「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に、「第二百一条の四第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改め、同条を第二百一条の十二とする。

第十三章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下

で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄つ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百一条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所

（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

イ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ウ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

エ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

た数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が三十以下 一以上

イ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合

は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百一条の五 第百九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百一条の六 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、一つの建物の入居定員の合計は、二十人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備

を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

10 共同生活住居の内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとする。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百一条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第百条に規定する指定短期入所（第百一条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第二百一条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、調理に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、栄養並びに利用者の心身の状況、嗜好並びに食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立となるよう助言に努めなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百一条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(協議の場の設置等)

第二百一条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他の知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百一条の十一 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第四十四条、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第一百五十八条の二、第九十八條の二から第九十八條の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条

第二項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第百九十八条の四第二項」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第二百一条の十一において読み替えて準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第七十六条第三項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十一」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第百九十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第百九十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者

「という。」が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

一 利用者の数が六十以下 一以上
二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第百九十四条の四 第五十三条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第百九十四条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第百九十四条の六 サービス管理責任者は、第百九十四条の十二において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（実施主体）

第百九十四条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第百九十四条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第百九十四条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）

第百九十四条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第百九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- 二 二次条において読み替えて準用する第六十一条第一項に規定する就労定着支援計画
- 三 三次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 四次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 五次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条、第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十九条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」

とあるのは「第百九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する第二十二條第二項」と、第六十條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

第百九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第百九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が三十以下 一以上

イ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第百九十四条の十五 第五十三条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第百九十四条の十六 第百九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）

第百九十四条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第百九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第百九十四条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者を利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二

条まで、第四十四条、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第九百九十四条の六、第九百九十四条の十及び第九百九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する第九百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第六条第一項及び第二項中「第九百九十九条第四項」の下に「及び第二百一条の八第五項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「まで」の下に「及び第二百一条の四第一項第二号イからエまで」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二百一条の二」を「第二百一条の十二」に改め、附則第四項中「第二百一条の四」を「第二百一条の十四」に改め、附則第五項中「第二百一条の十第四項」を「第二百一条の二十四項」に改める。